

多摩市告示第 3 5 7 号

多摩市立多摩中央公園指定管理者候補者等選定委員会及び多摩市立多摩中央公園指定管理者候補者等選定審査会設置要綱を次のとおり定める。

令和 2 年 8 月 5 日

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市立多摩中央公園指定管理者候補者等選定委員会及び多摩市立多摩中央公園指定管理者候補者等選定審査会設置要綱

(設置)

第 1 条 多摩市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 1 7 年多摩市規則第 6 1 号。以下「市規則」という。）第 7 条、多摩市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 1 7 年多摩市教育委員会規則第 8 号。以下「教育委員会規則」という。）第 7 条及び都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 5 条の 4 第 4 項の規定に基づき、多摩市立多摩中央公園の指定管理者の候補者及び公募対象公園施設（同法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」をいう。）の設置等予定者（同法第 5 条の 2 第 2 項第 9 号に規定する「設置等予定者」をいう。）（以下「設置等予定者」という。）の選定を公正かつ適正に行うため、多摩市立多摩中央公園指定管理者候補者等選定委員会（以下「委員会」という。）及び多摩市立多摩中央公園指定管理者候補者等選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事項)

第 2 条 委員会は、市規則第 7 条、教育委員会規則第 7 条及び都市公園法第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、多摩市立多摩中央公園（多摩市立複合文化施設、多摩市立多摩中央公園内駐車場及び多摩市立グリーンライブセンターを除く。）の指定管理者及び公募対象公園施設の設置等予定者に応募した団体（以下「応募団体」という。）のうち、審査会の事前審査を合格した団体について、指定管理者の候補者の選定基準及び同法第 5 条の 2 第 2 項第 9 号に規定する基準に基づき審査し、その結果を多摩市長（以下「市長」という。）に報告する。

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命するもの（以下「委員」という。） 9 人以内をもって構成する。

- (1) 前条に規定する施設の管理運営に関し専門的知識を有する者 5 人以内
- (2) 公募による市民 二人以内
- (3) 多摩市の職員 二人以内

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和 3 年 9 月 3 0 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会の会議は、委員長が主宰する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(除斥)

第7条 委員は、本人又は配偶者若しくは2親等以内の親族が応募団体の代表者又は役員である場合は、その審査に加わることができない。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、応募団体と個別に接触をしてはならない。

(委員会の会議の非公開及び会議録の作成)

第9条 委員会の会議は、公開しない。

2 委員会は、会議に際し、会議録を作成しなければならない。

3 会議録は、審査結果を市長に報告した後、公開する。ただし、多摩市情報公開条例(平成12年多摩市条例第53号)第7条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合は、その該当する部分に限り、非公開とする。

(審査会の所掌事項)

第10条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 委員会の審査方法等に関すること。

(2) 応募団体の事前審査に関すること。

(3) 指定管理者の予定候補者及び公募対象公園施設の設置等予定者の選定に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者の予定候補者及び公募対象公園施設の設置等予定者の選定に関し市長が必要と認める事項

(審査会の構成)

第11条 審査会は、次に掲げる者(以下「審査会委員」という。)をもって構成する。

(1) 市民経済部長

(2) 環境部長

(3) 環境部公園緑地課長

(4) 教育部長

(会長)

第12条 審査会に会長を置き、環境部長をもって充てる。

2 会長は、審査会を総括する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した審査会委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第13条 審査会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 審査会の会議は、会長が主宰する。
- 3 審査会は、審査会委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。  
(関係者の出席)

第14条 委員長及び会長は、委員会又は審査会の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 委員会及び審査会に関する庶務は、環境部公園緑地課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が委員会に諮って定め、審査会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年9月30日限り、その効力を失う。